

豊中市上下水道局受託工事取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例第13条第1項に規定する工事及び他の者から依頼を受けて配水管の敷設替を施行するこれらの工事（以下「受託工事」という。）に要する費用（以下「工事費」という。）の算出方法と、取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 受託工事の適用範囲は、原則として内径100mm以上の給水管及び配水管を公道内に施工し、しゅん工後に配水管として取り扱う工事で、かつ次の各号の1に該当するものをいう。

- (1) 豊中市上下水道局（以下「局」という。）の該当年度における配水管の新設及び敷地替計画以外のもの
- (2) 官公庁、公社、公団その他公共的な機関、団体又は土地区画整理事業等の、特定の需要家の専用的性格を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めたもの

(工事の申込み)

第3条 受託工事を必要とする者（以下「依頼者」という。）は様式第1号及様式第2号により依頼書を管理者申し込まなければならない。

- 2 局は受託工事の申込みがあれば、基準に適合しているかを審査し、依頼者にその結果を通知（以下「回答書」という。）するものとする。
- 3 局と依頼者とは工事費等に関し、前項の回答書に基づく協定書を締結するものとする。

(給水装置の寄贈)

第4条 依頼者は、受託工事で完成した給水装置を工事竣工後、局に無償で寄贈するものとする。

(施工方法)

第5条 給水装置及び配水管の設計・施工方法並びに工期は局が決定する。

(工事費の負担)

第6条 受託工事を行う場合の工事費は、次の各号に定める費用の合計額とし、依頼者が全額負担するものとする。

- (1) 材 料 費 (実費とする。)
- (2) 労 力 費 (実費とする。)
- (3) 道路復旧費 (実費とする。)
- (4) 設 計 費 (実費とする。)
- (5) 間 接 経 費 (前各号の費用の合計額 (以下「工事金額」という。) を別表〔Ⅰ〕に掲げる区分に応じて該当する金額)
- (6) 洗管排水費 (別表〔Ⅱ〕にもとづき算出した金額)
- (7) 前項に掲げるもののほか、管理者が必要と認める費用

(工事中止による費用の負担)

第7条 申込み後、依頼者の都合により申込みを取り消した場合は、次の各号に定める費用の総てを依頼者が負担するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 申込みを取り消したときまでに要した費用
- (2) 現状回復に要する費用
- (3) 局に損害を与えた場合は、その費用

(補償費の負担)

第8条 工事の施工に伴い局又は第三者に損害を与えた場合の補償費は、局に故意又は重大な過失があるときを除き、依頼者の負担とする。

(工事費の納入)

第9条 工事費は局の請求にもとづき、受託工事着工前に納入するものとし、納入期限は請求の日から30日以内とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 納入期限を過ぎても納付されないときは工事を中止したものとみなす。この場合は第7条の規定を適用する。

(工事費の精算)

第10条 工事費については受託工事のしゅん工後に精算するものとする。過不足のあるときは還付又は追徴するものとする。

- 2 精算を行う場合の単価は別に定めのあるものを除くほか、工事しゅん工時を基準とする。

(適用除外)

第11条 次の各号に定める場合においては、この基準の一部又は全部を適用しないことがある。

- (1) 国・地方公共団体その他、これに準ずる者が行う国庫補助事業で依頼者の費用負担が法令その他により定められている場合
- (2) 局が依頼者と別途契約を締結した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた場合

(施行細目)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 「受託配水管敷設工事費用の負担基準」(昭和57年11月30日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月20日から実地する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実地する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

別表〔Ⅰ〕 間接経費の算定は、工事金額を次の表の左欄に掲げる金額によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次乗じて計算した金額合計額とする。

区 分	間接経费率
100万円以下の金額	22%
100万円をこえ 500万円以下の金額	20%
500万円をこえ 1,000万円以下の金額	15%
1,000万円をこえ 3,000万円以下の金額	12%
3,000万円をこえ 5,000万円以下の金額	10%
5,000万円をこえる場合	7%

別表〔Ⅱ〕 洗管排水費算出は以下による。

洗管排水費（円）＝洗管水量 Q （ m^3 ）×{水道料金（円）＋下水道使用料金（円）}
<p>★洗管水量Q（m^3）の算出根拠</p> <p>洗管水量Q（m^3）＝敷設管による水量Q_1（m^3）＋既設管による水量Q_2（m^3）</p> <p>①敷設管による水量Q_1（m^3）＝敷設管延長×敷設管口径断面積×3回（管内入替分）</p> <p>②既設管による水量Q_2（m^3）＝敷設管延長×既設管口径断面積×4回（管内入替分）</p>
<p>★語句の解説</p> <p>①既設管延長とは断水した配水管延長</p> <p>②既設管口径断面積とは断水した配水管口径の断面積</p> <p>③水道料金とは臨時用の料金</p> <p>④下水道使用料金とは臨時用汚水の料金</p>

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

依頼者 住所 _____
氏名又は名称 氏 名 _____
電 話 _____

上水道配水管敷設工事依頼書

下記のとおり上水道配水管敷設工事の施工を依頼します。
なお、工事の費用は依頼者が全額負担し、以後貴局所管の配水管として資産管理及び維持管理されるよう、合わせて依頼します。

記

- 1. 工事場所 豊中市
- 1. 依頼理由
- 1. 必要口径・延長 ϕ mm 延長 m
- 1. 希望工期 年 月 日完了
- 1. 添付書類 位置図、平面図
- 1. 連絡先

なお、本件受理後は工事費等詳細を回答願います。

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

依頼者 住所 _____
氏名又は名称 氏 名 _____
電 話 _____

上水道配水管移設工事依頼書

このことについて、貴局所管の上水道配水管の移設工事を依頼します。
なお、工事の費用は依頼者が全額負担します。

記

- 1. 移設工事場所 豊中市
- 1. 依頼理由
- 1. 必要口径・延長 ϕ mm 延長 m
- 1. 希望工期 年 月 日完了
- 1. 添付書類 位置図、平面図
- 1. 連絡先

なお、本件受理後は工事費等詳細を回答願います。